○法務省告示第百三十二号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年十一月六日

法務大臣　平口　洋

認証紛争解決事業者の名称及び住所

特定非営利活動法人福岡マンション管理組合連合会

福岡県福岡市中央区大名二丁目八番十八号

変更の内容

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第七号に係る変更

変更の認証年月日

令和七年十月二十日

○法務省告示第百三十三号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年十一月六日

法務大臣　平口　洋

認証紛争解決事業者の名称及び住所

一般社団法人事業再生実務家協会

東京都港区虎ノ門三丁目八番二十五号近鉄虎ノ門ビル十階

変更の内容

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第二号乃至第十五号に係る変更

変更の認証年月日

令和七年十月十七日

○外務省告示第四百二十七号

令和七年十月二日にリマで、円借款の供与に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の平成二十六年十一月七日付けの交換公文に従ってペルー共和国政府に供与されることになったモケグア水力発電所整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間（令和四年一月十三日付けの口上書により令和六年一月十五日まで延長された。）がペルー共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和九年十二月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、ペルー共和国政府との間に行われた。

令和七年十一月六日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百二十八号

令和元年六月五日にサンホセで、円借款の供与に関する日本国政府とコスタリカ共和国政府との間の平成十八年三月三十一日付けの交換公文に従ってコスタリカ共和国政府に供与されることになったサンホセ首都圏環境改善計画の実施に係る円貨による借款の支出期間（平成二十七年十二月四日付けの口上書により令和元年六月十七日まで延長された。）がコスタリカ共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和二年四月十七日まで延長される旨の口上書の交換が、コスタリカ共和国政府との間に行われた。

令和七年十一月六日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百二十九号

令和四年二月十日にリマで、円借款の供与に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の平成二十六年十一月七日付けの交換公文に従ってペルー共和国政府に供与されることになったペルー沿岸部洪水対策計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がペルー共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和七年一月二十六日まで延長される旨の口上書の交換が、ペルー共和国政府との間に行われた。

令和七年十一月六日

外務大臣　茂木　敏充

○農林水産省告示第千六百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡**久**万高原町大成一〇五三、一〇五六から一〇五八まで、一〇六二、一〇八七から一〇八九まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大成一〇五七・一〇五八・一〇八九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び**久**万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡**久**万高原町河の子一八八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

河の子一八八（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び**久**万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　愛媛県大洲市戒川甲一〇一〇、甲一〇一二、甲一〇一四、甲一〇一六、甲一〇一七、甲一〇四七、乙一八〇四、乙一八二八、乙一八二九の一、乙一八二九の二、乙一八三〇、乙一八三一、白滝乙二七九、乙二八〇、乙二九三の一、乙二九六の一、乙二九六の九から乙二九六の一一まで、乙二九六の一四から乙二九六の一六まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

戒川甲一〇一四・甲一〇一七・白滝乙二九六の一四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。）